

## 告 示

### 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年三月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十八日

埼玉県越谷県土整備事務所長 細 田 哲 也

<p>路 線 名</p>	<p>平方東京線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>八潮市大字鶴ヶ曾根字上根通一 五五番一地先から同市大字鶴ヶ 曾根字下根通三三九番一地先ま で（ただし、関係図面に表示する 部分に限る。）</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十八年三月十八日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成十年三月三十一日付け 埼玉県越谷県土整備事務所 長告示第四六三号における 道路予定区域の一部供用開 始である。延長四六〇・七 〇メートル</p>